

二宮町町民センター条例

(設置)

第1条 この条例は、本町の発展と町政の振興に寄与するとともに、町民活動の推進に資するため、二宮町町民センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
二宮町町民センター	二宮町二宮961番地の26

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年末年始(12月28日から翌年の1月4日まで。)
- (2) その他町長が特に必要があると認めるとき。

(使用時間)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用の許可等)

第5条 センターを使用する者は、あらかじめ町長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 町長が必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、町長はセンターの使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び付属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不相当と認められるとき。

(許可目的以外の使用禁止)

第7条 第5条の規定によりセンターの使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用許可に係る使用目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその使用条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくはその使用を中止させることができる。この場合において、町長はこれらの処分によって生じた損害に対しては、その賠償の責を負わない。

- (1) 第6条及び第7条に定める理由が生じたとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由により本町において緊急の必要を生じたとき。
- (3) 定められた期日までに使用料を納付しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、申請に虚偽又は不正があったとき。

(入場制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者についてはセンターの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(特別設備の設置等)

第10条 使用者は、センターの使用にあたっては特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることはできない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用を終えたときにはすみやかに原状回復しなければならない。第8条の規定により使用許可を取り消し、又はその使用を停止された場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しない場合には、町長が使用者に代わってこれを執行する。この場合においてこれに要した費用は、使用者の負担とする。

(使用時間の延長)

第12条 町長は、使用者が使用開始後に使用時間を延長することを認めない。ただし、他に支障がない場合に限り、町長は、これを許可することができる。

(使用者の損害賠償義務)

第13条 使用中に施設及び付属設備その他器具等に破損又は滅失を生じたときは、何人の行為によるを問わず、使用者は、町長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料の納付)

第14条 使用者は、センターの使用については別表に定める使用料を町長が指定した期日までに納付しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 使用者が町内に住所を有する個人又は町内に事業所等を有する個人、法人その他の団体以外である場合は、別表に定めた使用料の額に200%を乗じて得た額を納付しなければならない。

- 3 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又はセンター内での物販、買取、広告、宣伝その他これに類する行為をする場合は、別表に定めた使用料の額に200%を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 4 使用者が第2項及び前項の両方に該当する場合は、別表に定めた使用料の額に400%を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 5 使用者が使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間が別表で定めた使用時間に満たない場合であっても、使用時間を満したものとみなし、規定の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 町長は、センターを公用、公共用又は公益事業の用に供するとき、若しくは町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第16条 すでに納付された使用料は、これを還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 第8条(同条第2号による場合を除く。)の規定により使用許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
- (3) 使用日前2日までに使用の取消し又は変更を申し出て、町長が正当な理由があると認めるとき。
- 2 第8条第2号に該当する場合に同号の規定により使用許可を取り消し、又はその使用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、町長は、すでに納付された使用料を還付しなければならない。

(管理上の入室等)

第17条 使用者は、係員が管理上の必要により入室又は入場を要求した場合には、これを拒むことができない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、二宮町社会福祉センター条例(昭和48年二宮町条例第22号)の規定により行われたこの条例の施行日以後の使用にかかわる申請、許可及び使用料については、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 3 平成22年7月31日までの休館日については、第3条に規定する休館日にかかわらず次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 毎週火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(こどもの日を除く。)に規定する日

(3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

附 則(平成29年12月15日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日条例第18号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

別表(第14条関係)

会議室等使用料表

使用時間 種別	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
老人クラブ室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
2Aクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
2Bクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
2Cクラブ室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
2Dクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
調理実習室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3Aクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3Bクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3Cクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
3Dクラブ室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
大ホール	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
大ホール (舞台のみ)	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
放送設備	1回につき1,200円					
ピアノ	1回につき1,200円					